

町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

町田市固定資産評価審査委員会条例（昭和33年10月町田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(委員長)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員長は、この条例及び町田市固定資産評価審査委員会規程（以下「規程」という。）の定めるところによってその職務を<u>行う</u>。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を<u>行う</u>。</p> <p>5 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 委員会は、口頭審理を<u>行う</u>場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(委員長)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員長は、この条例及び町田市固定資産評価審査委員会規程（以下「規程」という。）の定めるところによってその職務を<u>行なう</u>。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を<u>行なう</u>。</p> <p>5 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 委員会は、口頭審理を<u>行なう</u>場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p>

(1) ~ (3) 略  
6 ~ 8 略

(1) ~ (3) 略  
6 ~ 8 略

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。